

# 医療法人清水会

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画（第2期）

女性の職業生活における活躍推進に関する法律第8条に基づき、女性が就業を継続し、活躍できる職場環境を整備するために、次のように行動計画（第2期）を策定する。

1 計画期間 令和2年4月1日 ～ 令和6年3月31日 4年間

### 2 課題

第1期の行動計画で、女性管理職の比率50%を目標として取り組んだ結果、54.9%となり、目標を達成できた。

また、女性職員の内の正規職員の割合についても、契約職員の正職員化等によって71.6%となった。

ワーク・ライフ・バランスやキャリア形成の環境整備に関しては、取組はあるものの、数値として示すには至らなかった。

以上を踏まえ、第2期の計画では次のような目標を立て、行動していく。

### 3 取り組み内容と実施期間

目標1：女性管理職の比率の更なる向上を目指すとともに、キャリア形成の環境整備を推進する。

<取組>

- ・令和2年4月～ 各施設の業務内容・役割区分の現状把握と検討を行う。
- ・令和3年4月～ 職責ごとの研修プログラムの検討・実施を推進する。

目標2：ワーク・ライフ・バランスを推進する。

<取組>

- ・令和2年4月～ 職員へのヒヤリング等を行い、現状を把握する。
- ・令和2年5月～ 夏季休暇について本格実施とする。
- ・令和3年4月～ 現状の問題点に対する施策を検討し実施する。

目標3：年間離職率を10%以下とする。

<取組>

- ・令和2年4月～ 離職に関して、職員へのヒヤリングを行う。
- ・令和3年4月～ 離職の要因に対する施策を検討し実施する。